

## 第七回東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会

平成24年7月12日（木）

庁議室

午前10:00～

委員長

それでは本日の議題に入らせていただきます。今回、事務局側より、前回の整理をしながら、減額、免除について、討議をお願いしたいと思います。では、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

本日の資料の確認をお願いします。まず資料1の減額免除規定（案）、資料2、減額免除規定（案）一覧表。続いて参考資料1が素案文。これは地域センター内の浴場施設。それから参考資料2も素案文で、見直しの周期、公共施設等整備基金積み立て、激変緩和措置をご配布しております。それから資料3は、各施設の条例及び規則等の一覧表です。なお、前回お配りした資料3が地区センターのお風呂にかかった年間の経費の資料。それと資料4が使用料改定サイクルの考え方になります。最後に今回お送りした検討委員会の素案です。

それでは議題のほうに移らせていただきます。議題の1は、減額免除ということで前回に引き続き検討をお願いしたい。なお、前回ご指摘いただいた部分で、減額免除規定の基本的な考え方のところですが、後ほど素案のところでもご確認いただければと思いますが、利用者が固定されてしまうとの表現を削除しております。

今回は前回に引き続いての類型別ということでご検討いただくこととなりますが、資料2をご覧ください。ご検討いただきたいところを網掛け等でくくっておりますので、こちらのほうをたたき台にご議論いただければと思います。それと資料1になります。まずはこちらのご説明を簡単にさせていただきたいと思います。主催、それから公益。この部分については前回共通的な事項として、それぞれ免除ということでご確認いただいているかと思えます。

その下の福祉対策関係の団体等というところがあります。（1）老人福祉法、母子、それから児童福祉、各対策に係る団体が公共的な目的で使用するときということで、この部分について減額なのか、免除なのか、ご議論をお願いします。

それから（2）は、障害者の方々の部分ですので、免除ということで確認いただいたかと思えます。それから、社会教育関係になります。こちらのほうは提案ということになりますが、その部分について社会教育関係ということで事務局のほうで2つ、（1）、（2）

でまとめております。これも免除なのか減額なのかというところになってくると思います。ご検討をお願いします。

その他については、法律の命令に基づくものは免除ということでご確認いただいているかと思えます。それから（２）の市長が特に認めたときについては、前回、公共性の高い活動についての、活動については具体的に規定の中で記載をしていくということが前提になりますけれども、こちらのほうについては免除ということで、規定を残すということでご確認いただいたかと思えます。以上ですが、これをご認識いただいて資料２に基づいてそれぞれご検討をお願いしたいと思います。

#### 委員長

資料のご質問はございませんか。前回、大事なことですが、今までの現状を踏まえて、また、それぞれの現在の状況というのがありますが、現状を踏まえての検討ではないということを強くご意見として拝聴いたしました。今回も現状を踏まえての検討ではないということを念頭に、また一つ気持ちを整理してご意見をいただきたいと思っています。

それでは老人福祉法、母子福祉法、児童福祉法と、このところから始めたいと思います。それでは、〇〇委員からお願いいたします。

#### 〇〇委員

市民部が担当しております施設につきましては、コミュニティの醸成に資する施設となります。庁内検討委員会報告書、共通業務運用指針の中でもありますとおり、利用される方が平等に負担をしていただくという考え方がございますし、利用しない方と利用する方の公平性の観点からも利用料をいただくということが基本原則となると考えております。しかし、今まで免除だったものがいきなり規定の料金となりますと、負担が大きいというところもございますので、ここはいきなり全額負担ということではなく、減額も考えなければいけないのではないかと考えています。

#### 委員長

市民部の所管しているコミュニティ施設関連を整理させていただければ減額という方向でよろしいでしょうか。ご意見ありますか。

#### 〇〇委員

よろしいでしょうか。今のお話は、老人福祉法のところだけになるのですか。その下にある母子福祉法と児童福祉法はどうなのでしょう。

#### 事務局

地域センターとコミュニティホール東本町、市民プラザ、男女平等推進センター、これ

はコミュニティ施設という位置付けで市は設置をしておりますので、その設置目的からして老人福祉法、母子福祉法、児童福祉法の法律の下にある施設ではないという考えから、〇〇委員から、先ほど本来であれば全額徴収をさせていただくということですが、いきなり全額負担は大きいとのことで減額ということではいかがでしょうかというお話であったと思います。

〇〇委員  
分かりました。

〇〇委員  
資料1 減額・免除規定（案）の中で、“公共的な目的”とありますが、公共的というところあまりにも大きな感じがします。また、公共的なものであれば、全面免除でもいいのではないかと思います。どういうことをお考えでしょうか。

事務局  
基本原則があるので、そういうところからの観点から公共性の強いものとしたところで、個人的な趣味娯楽といった公共的な集まりではないものという考えです。

〇〇委員  
それ以外のものは減免しないということですか。

事務局  
はい。それについてご意見等あればお願いします。

〇〇委員  
この公共的な目的ですが、例えば公共的と私的なものというものの境がどういうところにあるか疑問があります。今の地域センターでは、例えばカラオケやダンスなど行っています。公共といえば公共ですが、言ってみれば私的なのです。そうすると今は60歳以上の方は全額無料となりますが、見直しを行うとなれば、私的でダンス、カラオケというのは全部減額もなく、100パーセント徴収する、こういう理解でよろしいでしょうか。

事務局  
公共的なという文言を入れるとなると、私益性の強いものというのは徴収をしていくという形になっていくと思います。

〇〇委員

減免なしですね。

〇〇委員

難しいのではないのでしょうか。

〇〇委員

例えば公共的な活動として、高齢者のその中の一つになるかならないか分かりませんが、児童の安全確保ということで防犯パトロールをやっています。そうしますとその研修会というのがあるわけです。警察にあるいはその他の防犯協会、いろいろ来ていただいて、そしていろいろ相談したり、あるいはこれからのやり方をどうしたらいいかというふうなことを研修しております。そのような会合などは、やっぱり減額ということはよく分かりますし、免除に近いように思います。

しかし、老人福祉法を見ますと、無料または低額な料金でどうたつてあるわけです。ですから、一概に 100 パーセントというふうなことはあり得ないと思います。それは法に反することですから。ですから、減額については検討すると思いますが、減額ということで法の趣旨というのを生かしていただきたいと思っています。

事務局

少し整理させていただきます。前回までの議論で各法律によって設置した施設があるということをご理解いただいていると思います。今、〇〇委員がおっしゃっていたのは、地区センターであり、その施設は間違いなく老人福祉法、これに基づいて設置した施設でございます。その施設については、今おっしゃるとおりだと、今までのご議論の中で認識もされていると思います。しかしながら、先ほど出た地域センター、コミュニティホール、市民プラザの施設は、あくまでも市民全体が、コミュニティという地域づくりの中での施設目的でございますので、そこにまで老人福祉法の網をかぶせるというのは違うのではないかとご議論があったと事務局としては理解しているのですが、そこはいかがでしょうか。

委員長

それは前回そういう話でまとまっております。つまり地区センターの娯楽室などについては老人の福祉向上のための施設という目的に沿った施設として今までどおりとします。しかし、コミュニティ機能の施設について、前回のくり返しになりますが、会議室、和室の使用等々については、これは減額対象という形をお願いするといった整理があったと思います。今の整理はそういうことでよろしいでしょうか。

〇〇委員

市長が特に認める部分につきましては、限定的にし規定を定めていきたいと思っています。

〇〇委員

質問してもよろしいでしょうか。

市民部長のお立場でお伺いしますが、例えば市民部にはいろいろな組織の関係者が出入りしていると思います。例えば自治会とか自治連とか、いろいろな施設を持っていない団体が多いと思いますが、そのような組織が会場をお借りする規定はどのようにお考えなのでしょうか。

〇〇委員

当然、自治連の総会とかの要件になりますと、それは公共的なことで使用するということになりますので、満額徴収とはならないと考えます。

〇〇委員

満額ではないけど減額という考え方でよろしいですか。会議を持つにも会議室が借りられないという場合もあったりします。それから地域の自治会の関係者もコミュニティホールをお借りしたりというようなときもあると思います。そういう部分において、減額なのか、免除なのか聞かせていただきたいと思います。

委員長

今ここで討議しているのは、免除なのか減額なのか、これだけ決めればいいわけであって、その辺個々のことについての話し合いはここではしないということをお願いします。

規定整備の段階で、市長が認めるというようなご判断等々あります。ここでは減額かどうかということを決めていただくということですので前に進みたいと思います。

〇〇委員

確認ですが、減額については半額なのでしょうか。

委員長

検討委員会では、その部分については決めません。

〇〇委員

大きい枠だけ決めるだけという形ですね。

〇〇委員

質問させていただきます。今までが免除のものを減額にすることについては了解するのですが、それがずっと、続くのでしょうか。それとも見直す時があるのでしょうか。

委員長

改定サイクルについては、次の議題で行いますので、その時、〇〇委員のご発言は確認するということができればでしょうか。

事務局

今までのことをまとめますと減額ということによろしいのでしょうか。最初のところで質問があった、“公共的な目的”の文言を提案として入れているのですが、そこを入れていかどうかをお決めいただきたいと思います。

〇〇委員

これに相当しないと、全額徴収になるということですよ。

〇〇委員

いらないということでしょうか。

〇〇委員

公共的な目的については、誰が判断するのでしょうか。

事務局

報告書（素案）を見ていただきたいのですが、その中に市のほうで共通業務運用指針を示しています。以前に事務局からご説明している表なのですが、今回、まず前提として、すべて受益者負担のところ、今回の検討施設が入るということで、ご確認がされていると理解をしております。そのすべて受益者負担と書いてある部分の上のほうにいくつか例示がございます。市民の自主的活動に関するもので、便益が個人、特定個人にもたらせるもの。それから個人の趣味、娯楽に属するもの。特定個人の利益のためのもの、特定個人、団体に便益をもたらすもので、選択的であり私益性が高いものと例示されています。これらのこの例示については、公共的でないというものの例示と行政としては判断をしているところがございます。

ですから、これが一つガイドラインになりまして、各所管部のほうでどういう判断をされるのか、その活動をここに当てはめてご判断なされるものと、事務局としては、もし入れる場合にはそういう理解をしていくことになろうかと思っております。それを踏まえて入れられるのか外されるのかということになります。

〇〇委員

私は入れてもいいと思います。

委員長

他にご意見はありますか。

〇〇委員

入れてしまうといろいろなもので、枠がはまりすぎてしまうと思います。ある程度選択性があるんだとしたら、逆に入れられない方がいいのではないのでしょうか。これは免除ではなく、減額ですから。

〇〇委員

例えば今の学習センターでも、歌のグループも詩吟も、全部学習という範囲で、今は無料になっているのですが、学習ということで線を引くことは非常に難しいと思います。

〇〇委員

今回、事務局案として考えているのは、いわゆる趣味のサークルと連合組織や連盟とかに所属するグループと分けましょうと考えを持っております。今回そういう形でのご提案とさせて頂いております。

委員長

ご意見ありましたらお願いします。

〇〇委員

各法に関係する団体と限定しているので、入れてもいいと思います。

〇〇委員

これを実際担当する者としては公共的な目的という判断が、各施設の担当によりバラツキが出るのではないかと心配はあります。今回免除からお金を徴収するという方向になりますので、そのところを考えますと、減額になりますが徴収することになりますので、ここはその判断があまり難しくない方がいいのではないかと考えます。つまり、外した方がいいと考えます。

委員長

どうでしょうか。

〇〇委員

入れないということで、了解しました。

委員長

それでは、入れないという方向で決めさせていただきたいと思います。

事務局

この部分については外させていただきます。そのような形で素案のほうは作らせていただきます。コミュニティ関係施設の老人、母子、児童の空欄のところについては、減額という形ですべて入れるという形によろしいでしょうか。

委員長

はい。

事務局

今、検討しているコミュニティ施設の関係の施設については、社会福祉協議会とシルバー人材センターの利用はどうするのかということがあります。

〇〇委員

市民プラザに関してですが、社会福祉協議会で年間2回程度、防災を中心にした講演会をやっています。それに関しましては、限定して免除というかたちで規定の中に入れ込みたいと考えています。

事務局

共通的に社会福祉協議会とシルバー人材センターの主催は外すということで、委員会ではまとまっています。今なくなった状態でお示ししていますが、今、〇〇委員がおっしゃったところをどうするかという話が出てきます。規定の整備の中で、今後事務局の担当部局で調整する予定ですが、市長が特に必要と認めるところに入れるかどうかは担当部局で検討するのですが、個々に認めたものの中で限定的に、入れていくかどうかというところなんです。社会福祉協議会がそういった公共的な社会に貢献している取り組みがあるんだというところがあるので、主催が抜けてしまいますとすべて抜けてしまいますから、そこをどうするかということになりますので、そういうところで整備をしていくといったところのご認識をいただければということです。

事務局

補足させていただきます。その他という欄がございますが、その2つ目の欄に市長が



特に認めたときというものが入れています。この中に、社会福祉協議会あるいはシルバー人材センターの活動について各所管のほうで、例えば先ほど出ました総会ですとか、あるいは市民全体を対象とする講演会などについて限定して載せていく、つまり規則で整備をしたいという考え方でございます。

委員長

分かりました。

事務局

整備をしていくということでしょうか。

〇〇委員

シルバー人材センターの会合でもいわゆる総会や市長をはじめとして出席をお願いするものは年に2回か3回あります。残りは、自分たちだけで行うミーティングに近い会合ですが、それについては徴収してもいいと私は思います。

事務局

そういったところの文言整理については、規定で明確にしていくところです。

委員長

事務局が先ほどお話がありましたように、コミュニティ施設関連の老人福祉法、母子福祉法、児童福祉法の関係団体については全部、減額ということとしたいと思います

次に福祉施設に移ります。さいわい福祉センター、地区センター、このところの前回いろいろお話をいただきました。特に地区センターについての集会室や娯楽室の部分については、これは前回お話があつて了解をいただきました。今日の議事録にも書いてあると思います。ここでは、コミュニティ機能がある部分についてご討議ということになります。

〇〇委員

コミュニティ施設関連と同様の形を取らせていただきたいと考えます。また、シルバー人材センターや社会福祉協議会についてですが、特に社会福祉協議会については、非常に市との関わりが密接な団体になります。ですから、先ほど〇〇委員から説明があつた通り、市長の特に認めたところで免除なりの措置をやっていききたいと考えます。その中には限定的に総会や理事会と規定させていただきたいと考えます。

それとシルバー人材センターについてです。シルバー人材センターについては、それぞれ地区センターの会議室等を使っています。シルバー人材センターについても総会等に限定した方がいいのかどうか、あるいは別に、個々の使用についても認めるべきなのか、ど

うすればいいのかと考えています。

〇〇委員

私は、いわゆる一般の団体と同じような扱いでいいのではないかなと思います。ですから例えば中央町だけとかあるいは東本町だけとか、そういう会合を年1回やったりしているのですが、それから体力測定だとか、こういうのはもう個々の問題だと解釈していいと思います。

〇〇委員

それでは、地区センター、さいわい福祉センターについては、コミュニティ施設と同様の減免規定としていければと思います。

〇〇委員

そうですね。

〇〇委員

それともう一点。わくわく健康プラザになります。わくわく健康プラザについては、体育室、もともと学校の体育館になりますが、そこをスポーツ団体の方々が利用しています。学校の体育施設と同じような扱いに体育室についてはした方がいいのではないかと担当部としては思っています。学校施設も減額になるのかはその次の話になりますが。

事務局

今の件は教育の関係がこの後ありますので、その辺を踏まえてということでお願いします。

委員長

わかりました。さいわい福祉センター、地区センターの減額については、コミュニティ施設と同様と決定します。いかがでしょうか。

次に児童館になります。

〇〇委員

児童館ということで見ますと、滝山児童館とけやき児童館は施設の中に合築されています。その時間外といいますか、特定の時間帯、午後8時から10時まで、こういった時間帯に一般の方が利用できるという規定になっています。今までの議論を含めて考えますと、コミュニティ施設関連等と同様の考え方で一緒にしていけたらと思います。

委員長

事務局いかがですか。

事務局

児童館についても、コミュニティ施設と同様の考え方であって、施設内、同じ施設内というのがありますけど、そういった共通的、同じような形にしていっての方が、施設の利用面でもいいのではないかという側面はあると思います。そういった観点からすると、地域センターの中にある児童館ですから、そういった観点も側面としてあると思います。例えば地域センターが、地域センターの会議室を借りるときが減額で、こっちは入っていませんから、このままですとなくなります。

委員長

整合していくわけですね。

事務局

ただ設置目的が違いますが、そうなります。

委員長

それで支障ないですか。

〇〇委員

そのあたりについては、整備をしていきたいと思います。

委員長

それでは、規定の中で整備をしていただくということで、お願いいたします。

事務局

児童館については、ご議論の結果としては今までの施設と同様に減額を入れるという結論でよろしいでしょうか。

委員長

よろしいと思います。現状を踏まえての検討ではないというところを理解していただいたような気がいたします。よろしいでしょうか、皆さん。

<一同賛同>

事務局

もう一つ児童館については、資料の一番下のほうに注意書きがあります。児童館については、現行の規定の中には保育とか学校とかそういった関係の催しについて、全額免除で規定が設けられているのが現状です。これについては、学校とか保育園といったところの事業については、いわゆる市の主催と同等のレベルだろうといったところがあります。ここについては市の主催でするものは、市の主催と認められるものは市の主催で免除する。それからそうではないものがもしあるのであれば、そこはまた市長の特に認めたもの、そこで規定整備する必要がある。基本的には市の主催の扱いだと思いますので、この規定については市の主催の規定で今後はやっていくということで、整理します。もちろん。条例は整理しますが、現行の免除の規定自体はここでは取っていくという考えなのかなと思います。

委員長

どうですか。

事務局

当然、条例整理はいたします。扱いとして市の主催と同等なのかと思います。それでご了承いただけるのであれば、そういう形でしていきたいと思います。

委員長

今の事務局の説明で分かりますか。

〇〇委員

例えば、私立保育園が使う場合、有料になりますか。

事務局

資料にも書いていますが、私立の保育園、市内にはそういった保育園、幼稚園がありますから、そういったところを市の主催とすることができると考えます。市内で子どもたちのための事業をやるものであれば、そこについては同等の扱いをすべきと事務局では考えています。

〇〇委員

大筋でこの部分が決まっていれば、それで、担当部門のほうで規定整理をしていきたいと思います。

事務局

私立幼稚園と公立幼稚園は違うという意見があれば、お願いいたします。

委員長

今まで私立の幼稚園などの利用があるのですか。

〇〇委員

私立の保育園かどこかで運動会があったかと思います。

〇〇委員

今みたいな事例が想定されますので、そういったところをどう整理するかということになります。

委員長

整理をお願いします。

事務局

そうしましたら今の児童館については、福祉関係団体については、コミュニティ施設と同様に減額にするということとします。また、保育、幼稚園関係については、規定の中で整理をしていく。基本的には免除の扱いをしていくということで整理いたします。

委員長

ではそのように決定させていただきます。

教育関連施設に移ります。

〇〇委員

「教育委員会が認める文化団体またはスポーツ団体の連合組織が広く市民を対象にした行事または大会に使用するとき」については、例えば市民大会、バスケットボールやバレーボール大会ですが、そういうところは以前、市が行っていた事業になりますが、今はお願いをしてやっていたという経過もございます。そのため、こちらにつきましては免除という形でやりたいと思っています。また、「教育委員会が認める文化団体またはスポーツ団体、連合組織が加入する団体が普及活動のために施設を使用するとき」というところでは、例えば講習会など、いろいろな活動をしていただいています。これについては減額ということで考えさせていただいています。先ほど〇〇委員からもございましたように、趣味的なサークルとかそういうところについては、規定は設けないということで減額や免除はしないと整理をさせていただければと考えています。

また、今、老人福祉法とか母子福祉法、児童福祉法のところが、それぞれの施設目的というところで減額ということであれば、統一化ということを考え、老人福祉法に基づく団体など、そういうところで減額するということであれば、それぞれの施設ごとということではなく、全体的な施設で考えるべきと考えます。実際はこのような団体は使用していないと聞いていますが、そういうことも必要なのではないかと考えます。

また、「ぼかぼか春のつどい」とか「子どもまつり」というところは、減免規定から該当しないことがないように、個別に免除という形で考え、担当課のほうで整備させていただきたいと思います。

委員長

質問またはご意見ありましたらお願いします。

〇〇委員

結構です。

委員長

他にないかありませんか。

〇〇委員

文化協会の関係ですが、広く市民を対象にした行事などは免除ということでわかりました。しかし、文化協会では練習も行っています。今の現状を踏まえれば、免除はないとなれば、非常に厳しくなります。また、いずれ見直す機会があると思いますが、減額であるのであれば、ありがたいと思います。文化協会では、今まで市民の文化レベルを上げてきたわけですから。

〇〇委員

スポーツ関係の団体はすでに全部払っています。要するに体育協会に加盟している連盟や協会があるのですが、27 団体。その人たちの練習会は毎週あるわけですが、全額払って施設利用しています。ただ市民大会や公のものについては免除していただいています。そのため、教室など、これは共通性がありますので減免ということでもいいと思います。

〇〇委員

今、〇〇委員のお話ですと、団体が普及活動のため、“練習及び”など入れた方がいいということでしょうか。

〇〇委員

要は自分たちの活動ですよ。

〇〇委員

96 あるサークルが、それぞれ練習したりしていますが、やはり、少しでもお金は取るべきだと思います。無料というのはおかしい。しかし、10 取るのではなく、いくらかでも減額してもらいたい。とにかく一段階踏んでもらえればと思います。

委員長

ご要望ということですね。

〇〇委員

はい。

〇〇委員

文化協会と体育協会では、年齢構成が違います。体育協会のほうは現役世代の方が多く、文化協会のほうは、まあ現役の人は少ないのではないかと思います。

〇〇委員

老人クラブは老人福祉法に基づいて行っています。踊りですとかあるいはゲートボールですとか、あるいはグラウンドゴルフですとか、いろいろ文芸的な活動からスポーツの活動、体力測定といろいろ行っています。私も減額でいいと思います。ただ回数が多いということがありますので、減額の幅が大きいと、年間を通して非常に大きな金額になります。減額の幅をやはり考えていただきたいなと思います。

〇〇委員

青少年健全育成協議会が各中学校区にございます。学校の施設を利用していますが、例えば昔遊びやしめ縄作りとか、いろいろな青少年の健全育成のために活動されています。そのような活動を鑑みますと免除、これは個別の規定になろうかと思えます。それとか先ほどのぼかぼか春のつどいとか子どもまつりと同様に考えたいと思っています。

委員長

それでは、教育施設については、「教育委員会が認める文化団体またはスポーツ団体の連合組織が広く市民を対象にした行事または大会に使用するとき」については、免除。「教育委員会が認める文化団体またはスポーツ団体、連合組織が加入する団体が普及活動のために施設を使用するとき」は減額ということで決めたいと思います。

また今、いろいろなお話等がありましたが、それについては規定整備のなかでお願いす

ることとします。しかし原則はあくまでも現状を踏まえての検討会ではないということ  
常にご意見いただき、ご理解をいただいていますけれども、そういうことを確認しながら、  
この検討委員会のあるべき姿を進んでいきたいと思います。問題があればまた、後で改定  
サイクルの話が出ますが、見直すということでご理解をいただきたいと思います。

〇〇委員

先ほどの話に戻るのですが、統一化の話が出ましたが。ちょうど老人福祉法と母子福祉  
法と児童福祉法については教育委員会の部分も減額にするということで、今、先ほどわく  
わく健康プラザについて先送りにさせていただきましたが、わくわく健康プラザについて  
も同じような形で思います。それから、わくわく健康プラザの中にある体育室の部分に関  
しては教育委員会と同じような形でお願いしたいと思います。

委員長

わかりました。どうでしょうか。

事務局

そうしますと、福祉関係団体についても減額という形で、すべて入れるということによ  
ろしいでしょうか。

〇〇委員

生涯学習センターのところはどうなるのでしょうか。

〇〇委員

施設の設置目的に合わせて減額とか免除するという考えではないということで、いわゆ  
る老人福祉法、母子及び各福祉法、児童福祉法の各対策に関連する団体が使用するときは  
減額とするということで理解をしたのですが。

〇〇委員

減額という理解でいいわけですね。

〇〇委員

はい。ただ実態としてはそういう団体が今使っているかといえば、使っていないと話は  
聞いております。ただ統一化という面でもらえるのであれば、やはり同じようにしておく  
必要があると考えます。



〇〇委員

小中学校施設について社会教育関係は分かりましたが、老人福祉法で使用されているというのではないのですか。

〇〇委員

老人福祉法とか母子福祉法とか児童福祉法のこの団体が使っているという例は聞いていませんが、統一化の面で考えれば入れておく方がいいと考えます。

事務局

わくわく健康プラザですが、この施設の規定は、ここには載っていないのですが、※印で書かれている。設置目的に沿った減額規定とし、より厳格化し整備をすると、現行の規定が一つありまして、それが今減額の形です。要するに市が認める健康づくりとか体力づくりとか、それからコミュニティ活動団体が利用するときの、これについては普及活動ということで、一つの規定になっています。そこをどうするかということがありますので、ここについての厳格化を図る必要があるだろうといったところでお載せしている。ここについては要するにこの施設については、例えば会議室もあれば集会室もあれば体育室もあるといったところの中の部分で、体育施設についてはどうなのか、集会室についてはどうなのかといったところの減額がどうあるべきかというところの整備をする必要がある。そこをこれから規定整備するにあたって、なるべく厳格化という形の方向で進んでいかなければいけませんから、一つ一つについて法整備する必要があるということでお載せしているので、そこはそこでそのご認識をいただければ、厳格化ということで、素案のほうには載せて、整備をしていきたいと思う。

〇〇委員

わくわく健康プラザの体育室については、学校の体育館と利用形態がちがうと市民からの苦情も多い状況です。そのようなことから教育委員会と同様の減額の方法で整備していただきたい。

委員長

わかりました。

事務局

委員長、確認だけさせていただいてよろしいでしょうか。今これで減額免除については終わり、お決めいただいたところですが、福祉対策関係団体のところは統一化ということで、この施設についてはすべて減額を入れるということによろしいでしょうか。

要は福祉対策関係団体のこの3つの規定についてはすべて減額を入れるということと、

社会教育関係団体については上の教育委員会が認める文化団体、またはスポーツ団体の連合組織が広く市民を対象とした行事、また大会に使用するとき。ここについては生涯学習センターから小中学校施設、この5つの体育施設についてはすべて免除です。わくわく健康プラザも含めてです。

それからその下の文化団体またはスポーツ団体の連合組織に加入する団体が普及活動のために施設をしようするとき。これについては生涯学習センター、スポーツセンター、小中学校施設まで、ここまですべて減額を入れるということになります。

事務局

教育施設と同様にわくわく健康プラザの体育室については減額を入れるというご決定で確認をお願いします。

委員長

はい。

事務局

その他のところについては3つここにお載せしておりますけれども、法律の命令に基づき使用するときというところについては、すべて免除ということでご確認いただいているかと思えます。それから市長が特に認めたとき、それからその下の教育委員会が特別の理由があると認めたとき、ここについてはこの規定については免除という規定を残して、ここについては規定の整理の中で厳格化を図るといったことでよろしいですか。

委員長

了解しました。それでは、議題2、その他の課題の1番、地区センターのお風呂について、事務局から説明をお願いします。

事務局

地区センターのお風呂についての議題でございますけど、資料としては参考資料の1、地区センター内の浴場ということでお出ししております。それと先ほど申し上げたように前回お渡しした資料の3がございます。こちらのほうについてはこれまでこの会議の中で、地区センターのお風呂についてのご議論を踏まえて、今回の議題としてお載せしているところでございます。ここの取り扱いについてどうしていくべきかというところのご議論をいただきたいと思えます。資料1のところに書いてあるように、素案文ということでお出ししておりますが、ここについて前段の部分については法律の部分のことが書かれておまして、その下には、ここはまだご決定いただいておりますので、参考資料としてお出ししておりますが、一応事務局としては今までの議論を聞いた中で、踏まえての案文とい

う形になっている。それはご了承いただきたい。これについては素案の中に盛り込んでいきます。徴収をしていくかどうか、ご議論ください。

また、資料3について簡単に説明します。

#### 事務局

それでは前回の資料になりますが、資料の3について簡単に説明をさせていただきます。こちらは平成22年度の実績に基づいて算定しております。資料の3ですが、①平成22年度地区センターのお風呂にかかった経費になります。主に上下水道、燃料費について、経費を記載しています。その下の段の表については、水道と燃料費を利用者数で割った数字が1人当たりの経費になっております。②については地域センター内の地区センターにかかったお風呂にかかった経費になります。上の段と下の段は先ほど説明した通り、かかった経費を利用者数で割った金額が上から4段目になっております。地域センター内の地区センターのお風呂は単独の地区センターのお風呂と比べると大きいものですから、その分費用もかかっております。③については全体の平均を出した数字になっております。資料説明については以上です。

#### 委員長

事務局に対しての質問はありますか。

#### 〇〇委員

他の市でも一市だけ徴収しているところがあると書かれていますが、その意見を聞いているのですか。取っていることによって使う人が減ったとか、あるいは困ったことだとか、よかったことなど、その辺のところを調べているのでしょうか。そういう資料がないと、私自身もどれぐらい自分の家に風呂がないのか、そういうのも分かりません。今の時代、結構あるのだろうと僕は思っていたのですが、そうでもないという人もいらっしゃるかもしれません。

#### 〇〇委員

お風呂について、私4カ所のこと割合とよく知っています。そうしますと今、事務局から1人頭平均ということでの数字が出ていますが、実態はもうほとんど利用者は固定化されています。だから、どこそこのセンターは30人、ここは10人。もうほとんど固定化しています。それで今度は今、地区センターと地域センターでお風呂をやっている曜日がずれているのですが、そうするとその人たちはそっちへ行ってまた入っている。お風呂利用している人は必ず毎日風呂に入っています。だから平均というといかにもみんなが利用しているように見えますが、実際は、おそらく100人か200人足らずだと思います。その人たちのためにこれだけのお金を投入しているということで、前回、〇〇委員から言われ

た話とは実態はやっぱりかい離している。金輪際ガスはつけないというような、それぞれ事情はあるとは思いますが、実態はそういうことになります。

委員長

こういうご意見が出ました。〇〇委員、いかがでしょうか。

〇〇委員

基本的には地区センターのお風呂については、設置が決められているのは1カ所しかありません。それは、老人福祉施設の規模によってお風呂付けたり付けないという決まりがあり、小さいほうの浅間町地区センター、野火止地区センター、南町地区センター、八幡町地区センターにはEタイプとあって、本来お風呂がなくても問題がありません。そういった実態はありますが、この人は使っているけど、使ってはだめだというのは、われわれは言えません。あくまでも延べ人数しかわれわれは出せないわけです。しかし、有料になるか分かりませんが、有料になるならきちんと利用者に説明しなくてはいけないと考えます。

委員長

〇〇委員のお話ですが、これはお風呂に入るのが目的なのですか。それともみんなと会うのが目的なのでしょうか。

〇〇委員

おそらく風呂に入るのが3分の2ぐらいで、それで風呂に来た者同士でお茶を飲んだり、しゃべっていくのが3分の1ぐらいの目的ではないかと思います。風呂がないとあまり来ません。風呂のない日はガラガラです。明らかに風呂に入りに来ています。

委員長

年間経費は高いですね。

〇〇委員

いつも注意しているのですが、お湯はみんな出しっぱなしで入っています。

やめてくださいと言っても、分かりましたと言って、またすぐ出している。

だから端的に言うと一つのところで200万で20人かかったとすると、その人に対し10万円ずつ市は払ってあげている言うことになります。そのことは、ほとんどの人は知らないし、お風呂があるかどうか知らない。

事務局

委員長先ほどの〇〇委員のご質問ですが、ここで素案の案として出している 26 市の状況については、正確なところはつかんでいません。1 市については昭島市が徴収しているということで、聞き及んでいるところでは 100 円を徴収しています。

〇〇委員

確かにですね、私も見たことありますが、先ほどの話のように大体固定化されているということは言えます。昔、福祉会館がありました、そこのお風呂は本当に大きな風呂で、そうするともうそれが楽しみでみんな来ていました。そしてお茶を飲んで、みんなで話し合っていくようなことが盛んだったのです。今は、みんな八幡町でもどこでもそうですが、お風呂場が小さいです。大勢入るというものではなく、数人で入るという程度の大きさです。お茶を飲むような皆さんが歓談する部屋はかなり広いですが、そこで大勢の人が集まってやっているというのは目にしたことはないですが、大体少人数でお茶を飲んで、あるいはお茶菓子を食べて帰るということが、今の現状ではないでしょうか。

しかし、費用見ますと、1 人あたりは 300 円、200 円とか、もう 1 回当たりがそれだけかかるということは、これは莫大な費用だと思います。年間通したら、大変なことだと思います。老人で、あるいは孤独で、自分の家に風呂はないが、浴場に行くにはお金は高いと考え、来る人もいるわけです。そういう人にとっては救いのところなのですが、やはり若干は使用料を取ってもいいのではないかと思います。とにかく 1 人当たりの経費が、こんなにかかるとは思っていませんでした。取ることによってやはり自分たちが無料じゃないから大事に、行ったときには大切に、いろいろな意味でもって良い点があると思います。ただし、高額にすると、やはりこたえる人も結構いると思います。

委員長

今の〇〇委員のお話が代表されていると思います。

事務局

徴収するならいくらかというのはこれから規定の中で整備しますが、ただここで書かれているように、直接必要な経費以下の額でないと、徴収することができませんので、そこを踏まえた形の料金設定になっていくと考えます。

委員長

よろしいでしょうか。それでは、読み上げていただけますか。

事務局

それでは参考資料ですが、アンダーライン部分を読みあげます。このことから、本市で

は上記通達に沿い、使用料を徴収していないのが現状である。現在、多摩 26 市の中では 1 市のみが徴収している。よって当委員会としては当該利用者は利用するに当たり直接必要な経費について、一定程度の負担はすべきと結論付けることとし、議論の集約として使用料の徴収に向けた検討を求めることとする。

委員長

いかかでしょうか。徴収するのではなく、徴収に向けた検討を求めることとする。そういうことでよろしいでしょうか。それではこう決めさせていただきます。

事務局

次の議題ですけど、使用料改定のサイクルについて。こちらのほうが素案の中に載せていきたいと思っているところです。資料 4、これは前回お渡ししている、共通業務運用指針の抜粋と庁内検討委員会の報告の抜粋を載せています。共通業務運用指針では市民の一時的な運用負担を避けるため、原則として 4 年という周期により行うことというふうに明示されています。それから庁内検討委員会の報告書、その中の検討のまとめとしては共通業務運用指針と同様に原則 4 年を周期として、その際には再算定等による現状把握とともに、その後の社会情勢等に則した受益者負担をするべきであるといった形でまとめられている。こういったところを踏まえて、事務局としては原則 4 年ということで、見直しの周期については決定させていただけるかどうかです。ご意見があればいただければと思います。

参考資料の 2 をご覧いただきたい。これが素案の中の事務局としての案です。7 「共通業務運用指針の中では、住民の一時的な負担の増大を避けるため、原則として 4 年周期となっている。当委員会としてもこれを尊重し、原則として 4 年周期で見直しを行うべきとの結論に達した」という形で載せていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長

いいですね。

事務局

それでは、このような形で載せさせていただきたいと思います。

委員長

〇〇委員より、先ほどお話ありましたが、よろしいでしょうか。

〇〇委員

はい。

委員長

よろしいでしょうか。それでは、素案に入る前に、少し休憩を取りたいと思います。

<休憩>

委員長

それでは次の議題3、検討委員会報告書素案についてお願いします。

事務局

それではお送りした素案になります。まず一点ですが、これからご検討いただいて、修正等が加わる可能性がありますので、素案としてご決定ということになるわけですが、文言表現と、方向性を確認させていただいて、事務局で変更点は整理しますので、委員長にご一任いただきたい。

委員長、その辺いかがでしょうか。パブリックコメントを実施してまいりますので、その関係がございますので、その点ご了承いただければと思います。

委員長

いかがでしょうか。

事務局

お手元の1ページめくっていただいて、ここからが素案になりますが、その手前に「はじめに」と、一番最後に「おわりに」という形で付していきたいと思っております。これについては文言表現等を今委員長と調整し作成中でございます。ここは省いた形でパブリックコメントをかけていくということで、はじめに、おわりに、については、次回の案のときにはお示ししたいと思っております。

委員長

今の事務局のほうの説明、ご了解いただいてよろしいでしょうか。

<一同賛同>

事務局

それでは1ページから順を追ってページ毎に、お気づきの点、それからご意見等あれば修正を加えていきたいと思っておりますので、ご発言ください。

まず1ページのところではいかがでしょうか。見直しのポイントというところがメインになっていますが、特に何かございますか。

〇〇委員

「共通業務運用指針の原則と異なる結果になるが、すべての施設のトータル原価及び面積を使い」というところなのですが、ここで「平均単価を用いた同一単価とすることが妥当であるとの結論に至った」と書いてあります。私が読んだ感じでは平均単価ではない形でやってきたと思いましたが。

事務局

共通業務運用指針の中では個別に設定していくということがうたわれているのですが、今回の検討の中では、例えば会議室等については、すべての平均単価を用いることとなりました。

〇〇委員

了解しました。

事務局

施設の算出式も載っていますが、ここよろしいでしょうか。

〇〇委員

見直し後の平米当たり、時間当たりの単価算出については、了解しますが、結局それが以前の資料の話ではマイナスになるところがありました。マイナスの取り扱いについてはどうなるのでしょうか。

事務局

基本的にはこの算出式に当てはめて算出した結果マイナスになれば、マイナスした金額で改定をするということです。その理由は以前と比べて行財政改革などで、例えば委託をすることによって人件費が下がったとか、結果的にそれは市民に還元すべきお話と考え、そこはそのまま反映をするという形を考えています。

〇〇委員

悪いことではない。以前は以前の価格帯であった。だから今回見直ししてマイナスとなればマイナスとするということでわかりました。

事務局

効率化を図った結果としてそういうふうになればということです。



事務局

今、平成 23 年の決算で各所管に試算をして頂いています。集計がまとまりましたら、次回最終になりますが案のときにどんな状況ということはお出ししていきたいと思っております。

〇〇委員

最後のところの基金の話に関連するのですが、仮に増収になった場合云々の文章があるのですが、私が知りたいのは、この検討結果でこの効果、つまり、トータル的に、1,000 万ぐらい年間増えるのか、はたまた 5,000 万なのか。そういうところが知りたかったので、今のお話で了解しました。

事務局

6 ページはいかがでしょうか。主に体育施設関係になりますが、よろしいですか。7 ページについてよろしいですか。7 ページから、一番下から無料施設に入りますが、無料施設関係ではいかがでしょうか。

〇〇委員

白山調整池。これは現在、使用料は取っているのでしょうか。

〇〇委員

白山公園内の野球場は取っています。

事務局

白山調整池とは、白山公園内の野球場以外の施設です。

〇〇委員

分かりました。

〇〇委員

不動橋広場というのがありますが、そこで野球やっていますよね。それはこの中には出てこないのですか。

事務局

以前、検討委員会でもお話しがありましたが、不動橋広場については、都の調整池になる予定であり、調整池になるまでの間、市が借り上げていますので、特に公共施設の貸出施設には位置付けていないということになります。

事務局

9ページの減額免除のところですが、ここでは何かございますか。

9ページ中段に検討後に結論ということで、先ほど読み上げた部分についてここに追加をしていきますが、減額免除のところはいかがでしょうか。10ページまで。

11ページに入りまして、先ほどご検討いただいた部分、ここについては先ほど資料1でお示ししている文章が入ります。

事務局

公益まではこのまま入ります。それで次の福祉対策関係団体等のところの(1)のところ2行目に公共的目的とありますので、これは削除するという。それからその下、その横の〇〇は減額。それからずっと下がっていただいて社会教育関係のところの(1)の〇〇については、ここは免除が入ります。それから(2)のほうの〇〇は減額が入ります。その下についてはそのままこの形で素案のほうには入れて行きたいと思います。

それから見直しの周期については先ほど申し上げたように4年周期ということで、先ほど読み上げたような形の文脈で追加をします。

事務局

ここまではよろしいでしょうか。

<一同賛同>

事務局

そうしましたら、次の7になります。公共施設等整備基金への積み立てということですが、ここについては参考資料のほうの2をご覧くださいなのですが、公共施設基金への積み立てということで、素案のほうの上段の部分は全く同じものが入っていて、その下のところを読み上げさせていただきます。「今回の検討の中で、各公共施設の老朽化、維持管理費用の確保の面で課題が多いことが確認された。このため、今後は使用料について、公共施設等整備基金に積み立てを行い、今後の施設の維持補修など用途を明らかにすることで、利用者の理解を得ることも必要であると思慮するものである」という形でまとめています。

〇〇委員

今後の使用料について、読み方によっては全部を積み立てるように読めてしまいますが、これは増収分のみイメージされているのでしょうか。

事務局

今後、条文改正から始まっていきますので、それを踏まえる中でどういう積み立ての仕

方をしていくかというところで、例えば決算の状況を見て、ルール化が必要になりますので、増収分だけをとなると、そこはなかなか難しいかなと。いくらかというところの判断が難しいので、そこについては事務局のほうで一定のルール化のもとに積み立てを行っていくという形でご了解いただければと思います。

#### 〇〇委員

この文章を見ると、このため、今後は使用料について、公共施設等整備基金に積み立てという使用料は全部基金で積み立てると読めてしまいます。そうではなく、このため増収となった場合はとした方がいいのではないかと。

#### 事務局

そこは増収分となるとベースがいくらかということを決めなくてははいけません。そこができないものですから、今は使用料については一般財源という形で、税と同じように使っております。そのため、一つの考え方として、使用料というものを全部一回積んでしまうという考え方も私は成り立つと思っています。まだ正式に決定はしていませんが。それによって、皆さまからいただいたものについては、後年度に全部各施設に出していくといったほうが明確になるのではないかとこの考え方もございますので、そこはこういう表現でとどめさせていただきまして、検討をさせていただきたいと思っております。

#### 〇〇委員

了解しますが、もう一つ公共施設等整備基金というのは、今現在あるのでしょうか？

#### 事務局

ありますが、現行では維持補修に使えないという形になっておりますので、そこは条例変更も必要になってまいります。

#### 〇〇委員

子育て支援のほうにお金をまわして頂ければと思っておりましたが、これはやはり利用者の理解、見直しにより使用料をいただくということになるのでしょうかから、そういう観点から私はこれでいいと思います。

#### 委員長

私は、〇〇委員の今の話の続きですが、この公共施設の維持補修、設備を交換するという意味もあるのですが、つまり公共施設の維持補修に使うといった認識を、利用する人にどのように徹底していくのか、そのことは非常に重要だと思います。ただ単に書くだけでなく、利用者がこういうような積み立て等々も含めて、公共施設の維持補修に使われ

るといふ認識を、利用者は本当に利用しながらきちんと認識してもらおうという形でお金をいただくというような広報については、きちんと行政も含めやっていただきたい。

やはりこれは検討委員会の総意として、こういう話を私たちはメッセージとして送っていくことが大事だろうと考える。ただ単に見直し、お金を徴収ということだけでの印象を残さないためにも、利用者が本当にこのお金がこういう形、補修に使われている認識をどういうふうにしたら持っていくかということは、非常に重要なわれわれの検討委員会の総意だと考えます。この文面を含めて、また実際にそういう認識を持たせることもこれからの市民の利用する意識の中には植え付けていくというようなことは非常に大事だろうと思っています。

〇〇委員

私もある程度提案した者として、この基金はもちろんPRも大事なのですが、この基金をどうやって使うかについて一番大事なことであり、この施設が補修されているということが目で見て分かるようにすることが、非常に重要と考えます。

委員長

目に見える。

〇〇委員

そこが大事かなと私は思います。

委員長

これはなかなか文面にすることということは難しさもありますが、今おっしゃるようにこれからお金が動き始めてきた時に、そういう事実を目の前に見せていけるというか、そういう努力をそれぞれ関係者はぜひ示すことは、われわれの総意としては認識してもらいたい。そういう狙いも十分あることを認識してもらい、今日、議員の方もいらっしゃいますが、ただ文面だけ見て、これは値上げ云々ということにならないように、事実この財源が非常に今厳しい状況の中でわれわれの知恵をしぼると同時に、〇〇委員からも前にもありましたように、子子孫孫という子どもや孫たちにこのツケを残さないということも含めて、みんなで利用する人たちの、やはり施設に対する愛情を、お金払いながらわれわれは表現していくというようなこともわれわれ検討委員会の考え方ということで一致したいと思っています。

〇〇委員

テニスコートは一年に何回か整備しています。しかし目に見えてくるということになると、例えば、ポールなども錆びつきがひどい状態です。結局予算の範囲があり、後手後手

になってしまいます。

野球場もそうですが、野球場も一回は整備を行います。でも例えばダッグアウトのところのペンキは塗っていません。そういうところはお金がかかるから全部後回しになっています。そういうところにお金を投入できれば目に見えてきれいになります。

〇〇委員

地区センターなんか看板も良くない状態です。

〇〇委員

床を直すなど、そういうところから整備しているため、なかなかそういうところまで整備が行き届かない状態です。

委員長

これからは、そういうところを整備し、見せ場も作っていければと思います。それでは、素案に戻ります。

事務局

それでは最後のページになります。激変緩和措置ということで今回初めて出しております。今、平成23年度の先ほど申し上げたように算定を行っているところなのですが、これいかによってくるのですが、例えば倍ぐらいに算定の結果使用料単価が上がってしまう可能性が絶対にはないとは言えませんので、そういうところも鑑みますと、といったところでお載せしているところです。利用する側にとってみると1,000円が2,000円になってしまうと、これはかなり大きな負担になってしまいますので、その視点で激変緩和措置を講じる必要があるのではないかということです。

〇〇委員

今回は無料から有料になる施設があることを考えれば、激変緩和措置について書かれていることはいいのではないかと思います。

事務局

それでは資料2を読ませていただきますけど、ここに付け加える結論の文章としては資料2-9の一番下になりますけど、「これがもたらす市民への影響を配慮し、極端な使用料増とならないよう、一定の上限を定め、激変緩和措置を講じることも必要である」という形でお載せしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

あと9、個別意見は3つほど挙げさせていただいています。これでよろしいかどうかといたるところがございます。

委員長

今日、ここでお気付きにならないで、後日この文面を入れてほしいとなった場合はどうなりますか。

事務局

例えば極端な話ですが、方向性が変わってしまうような修正などにはできないと考える。

委員長

今日ここで結論出したものがパブリックコメントを募集するため、公表されるわけですが、少々、字が違っていたりなど、そういうことに気が付けばご指摘いただくということでもよろしいでしょうか。

事務局

補足させていただきますが、本日、素案でお決めいただいたものをパブリックコメントにかけまして、市民からのご意見があれば、次回のときにそれをご提示させていただいて、もう一度検討委員会の中で修正させていただきますので、その際にもまた直すことが可能になります。

委員長

分かりました。

事務局

今のお話の中で次の議題になりますけどパブリックコメントの実施ということで挙げさせていただいております。これについては7月15日号の広報でお出ししています。可決されましたということでお載せしています。7月18日～8月6日まで、20日間で市のホームページ、市政情報コーナー、それから今回検討している施設で置くことができる場所にはすべて置くような形を取らせていただきます。ということでこの素案を置いて意見をいただくという形になっております。それを集約した形で、次回が8月9日の開催になりますが、そこでもう一度もんでいただいて、最終的な案としていきたいと思っております。

次回の日程に進みます。8月9日の木曜日、3時からです。議題としては主に報告書の案です。

最後に、資料3をお配りしています。検討委員会で検討した各施設の条例及び施行規則等です。これについては素案に添付していきたいと思っております。

事務局

要するにこの条例をすべて条例改正議案で提案しませんが、この報告書が生きないとい

う形になります。改正の場合にはこれらの条例改正がすべて一個ずつ議案で出ていくというご認識いただければと思います。

#### 事務局

次回は報告書の案の段階になりますが、この報告書の中には今まで開催した会議の日程や当委員会の要綱などを添付していく形になります。また案のときにお示ししたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

#### 委員長

本日も、本当に大変難しい問題をまとめさせていただきました。本当にお力添え、ご理解いただいたことをうれしく思っております。それでは、これで第七回検討委員会を終了します。